



の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、今回中央気象台を改組いたしまして運輸省の外局とし、気象庁とすることになりましたのに伴い、現行法に所要の改正をしようとするもので、そのおもなる点を申し上げます。

と、まず第一に、気象業務に関する運輸大臣の任務及び権限を気象庁長官に移譲するため関係規定を整備したことであります。第二に、気象庁長官の諮問に応じ、気象業務に関する重要事項を調査審議するため、気象庁に気象審議会を開いたことがあります。

さて、本法案は、三月二十日本委員会に付託され、同二十三日政府より提案理由の説明を聽取し、五月八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党山本友一君より、本法案の施行期日六月一日を七月一日に改める旨の修正案が提出されました。

かくて、討論を省略、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいづれも全会一致をもつて可決されました。よって、本法案は修正可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしまして運輸省の外局とし、気象庁とすることになりましたのに伴い、現行法に所要の改正をしようとするもので、そのおもなる点を申し上げます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は委員長報告の通り決しました。

●議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は委員長報告の通り決しました。

十一の二 工業用水道に関する事務を行ふこと。

第九条第十一号の次に次の二号を加える。

二十六の二 工業用水道に関する事務を行ふこと。

第四十一条を削り、第四十二条を

第四十三条とし、第四十三条を削り、第四十二条の次に次の三条を加える。

第四十二条 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

(審査第一部の事務)

第三十一条第二項の表中

桐生織維製品検査所

桐生市

を

桐生織維製品検査所

桐生市

に改める。

二 発明及び実用新案の審査に関する事務で審査第三部及び審査第四部の所掌に属しない事務に関する事務。

十一 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

十二 特許権の存続期間の延長その他の工業所有権に関する事務。

(審査第三部の事務)

第四十三条 審査第三部においては、鉱物の採取及び加工並びに無機材料、有機材料及び繊維に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

十一 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

十二 特許権の存続期間の延長その他の工業所有権に関する事務。

(審査第四部の事務)

第四十三条の二 審査第四部においては、電気、通信、測定及び日用品に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農林省設置法の一部を改正する法律  
農林省設置法の一部を改正する法律

法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 委託に基き、国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

第五条中「農業改良局」を「振興局」に改める。

第七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

## 第八条第一項第五号中「農村工業」

の下に「及び副業を加え、同項中第十一号、第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十四号とし、第十号の次に次の三号を加える。」

十一 農林省の所掌事務に係る地方行政及び税制に関する連絡調査を行ふこと。

十二 農林畜水産業に関する灾害対策につき連絡調整を行うこと。

十三 削除 第八条第一項第十六号中「に関する調整を図ること。」を「の指導監督を行うこと。」に改め、同条第二項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改める。

十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行うこと。

十五 開拓及び土地改良事業に関する試験研究企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

十六 農業改良局」を「振興局」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加え、

項第一号の次に次の二号を加える。  
一の二 農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に関する指導、助成及び連絡調整を行うこと。

十七 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第一号）に基づいて、都道府県の行う資金の貸付及び債務保証につき助成を行うこと。

十八 農業者海外移住に関する募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

十九 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

二十 農林省の所掌事務に係る事務の連絡調整を行うこと。

二十一 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

二十二 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

二十三 農業改良事業の施行に伴い必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

二十四 農業改良事業の施行に伴い必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

二十五 農業改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関するこ

十五 開拓及び土地改良事業に関する試験研究企画し、並びに関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を行うこと。

十六 農業改良局」を「振興局」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加え、

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な企画及び立案に関すること。

十七 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第一号）に基づいて、都道府県の行う資金の貸付及び債務保証につき助成を行うこと。

十八 農業者海外移住に関する募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

十九 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

二十 農林省の所掌事務に係る事務の連絡調整を行うこと。

二十一 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

二十二 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

二十三 農業改良事業の施行に伴い必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

二十四 農業改良事業の施行に伴い必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

二十五 農業改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関するこ

## 第十二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 家畜取引に関すること。

第十三条第四項中「第十三号」を「第十五号」に改める。

第十四条 会議は、左に掲げる事項に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加え、

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行う試験研究の連絡調整を行うこと。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 都道府県その他の者の生活に係る試験研究の助成に関すること。

六 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

七 生糞検査所、動物医薬品検査所に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

五条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

## (農林水産技術会議)

第十三条 本省に農林水産技術会議（次条から第十六条の二までにおいて「会議」という。）を置く。

第十四条 会議は、左に掲げる事項に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加え、

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

三 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

四 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

五 都道府県その他の者の生活に係る試験研究の助成に関すること。

六 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

七 生糞検査所、動物医薬品検査所に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

八 条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

2 会員及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に關し学識経験のある者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

第五十六条 会議の事務を處理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条の二 前四条に規定するもの以外、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 輸出品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

改める。

第三十六条に次の二号を加える。

第五十六条第三項中「農業改良局長」を「振興局長」に改める。

第六十九条の二に次の二号を加える。

第二十六条の次に次の二号を加える。

(動物医薬品検査所)

第二十六条の二 動物医薬品検査所ある工事の受託及び受託に係る施行と工事施行上密接な関連の当該工事の実施に關すること。

第六十九条の二 営林局の附屬機関として、病院及び診療所を置く。

は、畜産業専用物品たる医薬品及び用具の検査を行ふ機関とする。

2 動物医薬品検査所は、東京都に置く。

3 会長及び委員は、農林省令で定める。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

5 会長及び委員は、再任されることができる。

6 会長及び委員は、再任されることができる。

7 委託による草地の改良

第三十四条第一項の表の農業資材審議会の部中「農産種苗及び農業」を「農

産種苗、農業及び蚕種」に改め、同表中

8 豚農審議会

9 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

10 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会

11 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興臨時措置法(昭和二十九年法律第八十二号)によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

12 農業振興対策中央審議会

13 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

14 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興臨時措置法(昭和二十九年法律第八十二号)によりその権限に属せしめた事項を行なうこと。

15 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

16 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

17 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

18 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

19 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

20 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

21 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

22 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

23 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

24 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

25 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

26 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

27 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

28 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

29 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

30 農業振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要な事項を調査審議すること。

3 動物医薬品検査所の内部組織について、農林省令で定める。

4 営林署の職員の診療を行う機関とする。

5 第三十三条第一項に次の二号を加える。

6 病院及び診療所の名称及び位置を置く。

7 委託による草地の改良

8 委託による草地の改良

9 委託による草地の改良

10 委託による草地の改良

11 委託による草地の改良

12 委託による草地の改良

13 委託による草地の改良

14 委託による草地の改良

15 委託による草地の改良

16 委託による草地の改良

17 委託による草地の改良

18 委託による草地の改良

19 委託による草地の改良

20 委託による草地の改良

21 委託による草地の改良

22 委託による草地の改良

23 委託による草地の改良

24 委託による草地の改良

25 委託による草地の改良

26 委託による草地の改良

27 委託による草地の改良

28 委託による草地の改良

29 委託による草地の改良

30 委託による草地の改良

31 委託による草地の改良

32 委託による草地の改良

33 委託による草地の改良

34 委託による草地の改良

35 委託による草地の改良

又は専門委員である者は、前項の規定による改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三条第一項又は第七項の規定により任命されたものとする。

2 病院及び診療所は、営林局及び

規定期に改正後の積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法第十三条第一項又は第七項の規定により任命さ

れたものとする。

3 委託による草地の改良

4 委託による草地の改良

5 委託による草地の改良

6 委託による草地の改良

7 委託による草地の改良

8 委託による草地の改良

9 委託による草地の改良

10 委託による草地の改良

11 委託による草地の改良

12 委託による草地の改良

13 委託による草地の改良

14 委託による草地の改良

15 委託による草地の改良

16 委託による草地の改良

17 委託による草地の改良

18 委託による草地の改良

19 委託による草地の改良

20 委託による草地の改良

21 委託による草地の改良

22 委託による草地の改良

23 委託による草地の改良

24 委託による草地の改良

25 委託による草地の改良

26 委託による草地の改良

27 委託による草地の改良

28 委託による草地の改良

29 委託による草地の改良

30 委託による草地の改良

31 委託による草地の改良

32 委託による草地の改良

33 委託による草地の改良

34 委託による草地の改良

35 委託による草地の改良

36 委託による草地の改良

37 委託による草地の改良

38 委託による草地の改良

39 委託による草地の改良

40 委託による草地の改良

41 委託による草地の改良

42 委託による草地の改良

43 委託による草地の改良

44 委託による草地の改良

45 委託による草地の改良

46 委託による草地の改良

47 委託による草地の改良

48 委託による草地の改良

49 委託による草地の改良

50 委託による草地の改良

51 委託による草地の改良

52 委託による草地の改良

53 委託による草地の改良

54 委託による草地の改良

55 委託による草地の改良

56 委託による草地の改良

57 委託による草地の改良

58 委託による草地の改良

59 委託による草地の改良

60 委託による草地の改良

61 委託による草地の改良

62 委託による草地の改良

63 委託による草地の改良

64 委託による草地の改良

65 委託による草地の改良

66 委託による草地の改良

67 委託による草地の改良

68 委託による草地の改良

69 委託による草地の改良

70 委託による草地の改良

71 委託による草地の改良

72 委託による草地の改良

73 委託による草地の改良

74 委託による草地の改良

75 委託による草地の改良

76 委託による草地の改良

77 委託による草地の改良

78 委託による草地の改良

79 委託による草地の改良

80 委託による草地の改良

81 委託による草地の改良

82 委託による草地の改良

83 委託による草地の改良

84 委託による草地の改良

85 委託による草地の改良

86 委託による草地の改良

87 委託による草地の改良

88 委託による草地の改良

89 委託による草地の改良

90 委託による草地の改良

91 委託による草地の改良

92 委託による草地の改良

93 委託による草地の改良

94 委託による草地の改良

95 この法律の施行の際現に積雪寒

96 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

97 商業局の位置を高松市に変更するこ

98 とであります。第三は、最近における

99 組織物の検査数値の増大と技術指導の

100 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

101 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

102 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

103 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

104 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

105 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

106 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

107 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

108 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

109 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

110 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

111 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

112 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

113 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

114 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

115 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

116 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

117 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

118 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

119 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

120 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

121 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

122 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

123 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

124 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

125 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

126 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

127 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

128 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

129 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

130 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

131 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

132 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

133 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

134 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

135 必要性にかんがみ、横浜織維製品検査

所川侯支所を本所に昇格することあります。第四は、工業用道に關する規定を設ける等、通商産業省の権限及び所掌事務に関する規定の整備を行なうことあります。

本案は、三月二十九日当委員会に付託され、四月三日政府の提案理由の説明を聽取し、五月九日質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林水産行政の効率的な運営をはかるため、農林省の機構を整備しようとするものでありまして、その改正の要点を申し上げますと、第一点は、農山漁村の發展を強力に助成するため、農山漁村の総合的な振興事業を推進する内部部局として新たに振興局を設け、從来の農業改良局を廢止することであります。

第二点は、本省の附屬機関として新たに農林水産技術会議を設置することであります。すなわち、農林畜水産業の高度化に伴い、複雑多岐にわたり、各部門の間において共通

の問題が少くない反面、多くの重複、

非能率の欠陥を免れない実情にかんがみ、これらの欠陥を是正し、その効率

的な運営を確保するため、各試験研究

機関の行なう試験研究に関する事務の總合調整及び指導を行なう機関として、事務局を有する農林水産技術会議を設け

ることであります。しかし、同会議は会長及び委員六人をもつて組織する

こととし、これらの委員は学識経験者または農林省の職員から農林大

臣が任命することとしておりますが、

その任期は四年となっております。

第三点は、各種の附屬機関を設置す

ることであります。その一は、輸出品検査所の能率的な運営をはかるため、

現在の支所の一部を本所に昇格し、東京のほか、小樽、静岡、神戸及び門司に輸出品検査所を設けることとあります。その二は、動物専用医薬品の検査を行なうため、病院及び診療所を設けることとあります。その三は、從来營林局及び營林署の職員の診療を行なう機関として病院及び診療所が設けられて

います。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

（出）

日程第二 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

2 公団は、前項に掲げる業務のほ

か、その保有に係る同項第一号の

機械及び器具の効率的な運用を図

るために必要があるときは、同項第

一号及び第二号の業務の円滑な運

営の重要な事項を審議するため、農山漁

村振興対策中央審議会を新たに設ける

とともに、総理府に設けられていた積

雪寒冷单作地帯振興対策審議会を今回

資産評価審議会及び農業調査審議会を

いずれも制度化すること等であります。

本案は、三月二十九日当委員会に付

託され、四月三日政府の提案理由の説

明を聽取し、五月九日質疑を終了し、討論

省略、採決の結果、全会一致をもつて

原案の通り可決すべきものと決した次

第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して

採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、三月二十九日当委員会に付

託され、四月三日政府の提案理由の説

明を聽取し、本日質疑を終了し、討論

省略、採決の結果、全会一致をもつて

原案の通り可決すべきものと決した次

第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して

採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

（出）

日程第二 農地開発機械公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

2 公団は、前項に掲げる業務のほ

か、その保有に係る同項第一号の

機械及び器具の効率的な運用を図

するために必要があるときは、同項第

一号及び第二号の業務の円滑な運

営の重要な事項を審議するため、農山漁

村振興対策中央審議会を新たに設ける

とともに、総理府に設けられていた積

雪寒冷单作地帯振興対策審議会を今回

資産評価審議会及び農業調査審議会を

いずれも制度化すること等であります。

案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長村松久義君。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

営に支障のない限り、当該機械及び器具を、農地の造成又は改良の事業以外の事業で当該機械及び器具を使用することを相当と認めて農林大臣が指定したものを行なうに貸し付け、又はその者からの委託を受けて当該指定に係る事業を行なうことができる。

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔村松久義君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

の目的を持つて設立されたのであります。この目的を達成するために、公団は今まで青森県上北地区、北海道根釧地区及び様津地区において行う機械開墾または土地改良のための機械の導入及び機械開墾地区に導入する乳牛の輸入に必要な世銀借款の交流に当つて参つたのであります。政府はさらにこの機会において本改正法案を提出して、公団業務の範囲を拡張し、公団をして乳牛の輸入の業務を行わしめ、機械開墾地区、開拓地その他の集約酪農地区に対し、地方公共団体を通じて、これらの乳牛を導入することができることとし、また、公団の保有する機械等を、本来の業務の円滑なる運営に支障のない限りにおいて、他の事業に使用することができますこととし、もつて公団業務の健全な運営をはかるうといふのであります。

官報 (号外)

法務委員	風見 章君	片山 哲君	法務委員	風見 章君	片山 哲君
勝岡田清一君	片山 哲君	勝岡田清一君	外務委員	風見 章君	片山 哲君
松田竹千代君	戸叶 里子君	松田竹千代君	外務委員	風見 章君	片山 哲君
福田 昌子君	江崎 真澄君	福田 昌子君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
松島 守人君	渡邊 良夫君	松島 守人君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
福永 一臣君	松田竹千代君	福永 一臣君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
大蔵委員	木原津與志君	大蔵委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
渡邊 良夫君	木原津與志君	大蔵委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
柳田 秀一君	中山 榮一君	柳田 秀一君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
社会労働委員	森本 靖君	社会労働委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
森本 靖君	横山 利秋君	森本 靖君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
農林水産委員	井出一太郎君	農林水産委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
井出一太郎君	芳賀 貢君	井出一太郎君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
運輸委員	坊 秀男君	運輸委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
福永 一臣君	早稻田柳右四郎君	福永 一臣君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
通信委員	三宅 正一君	通信委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
予算委員	加藤常太郎君	予算委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
中村 時雄君	福井 順一君	中村 時雄君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
辻 政信君	佐竹 新市君	辻 政信君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
決算委員	林 唯義君	決算委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
林 唯義君	松村 謙三君	林 唯義君	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
内閣委員	山本 勝市君	内閣委員	外務委員	横井 太郎君	古屋 貞雄君
一、昨九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、昨九日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。	一、去る八日參議院に付託された議案は次の通りである。	一、去る八日參議院送付の次の同院提出案を可決した旨參議院に通知した。	一、去る八日參議院に送付した内閣提案案は次の通りである。	一、去る八日參議院に送付した内閣提案案は次の通りである。
戸塚九一郎君	横井 太郎君	戸塚九一郎君	内閣委員	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
法務委員	林 唯義君	法務委員	内閣委員	土地収用法の一部を改正する法律案	土地収用法の一部を改正する法律案
戸塚九一郎君	横井 太郎君	戸塚九一郎君	内閣委員	公共企業体職員等共済組合法案	公共企業体職員等共済組合法案
山本 勝市君	山本 勝市君	山本 勝市君	内閣委員	一、昨九日議員から提出した議案は次の通りである。	一、昨九日議員から提出した議案は次の通りである。

経済企画庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一六七号)

内閣委員会 付託

北海道開発庁設置法案(内閣提出第一七一号)

法務委員会 付託

充春防止法案(内閣提出第一六八号)

内閣委員会 付託

北道開発庁設置法案(内閣提出第一六八号)

法務委員会 付託

国土総合開発特別委員会 付託

内閣委員会 付託

北海道開発庁設置法案(内閣提出第一六八号)

法務委員会 付託

充春防止法案(内閣提出第一六八号)

内閣委員会 付託

北海道開発庁設置法案(内閣提出第一六八号)

法務委員会 付託

北海道開発庁設置法案(内閣提出第一六八号)

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受け  
る公立学校職員等について学校看護婦としての在職とみなすことに関する法律の  
一部を改正する法律案(坂道太君外四名提出)

美容師法案(長谷川保君外一名提出)

一、昨九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方財政法の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案

農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件

官報(号外)

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一  
十五  
印刷  
行所  
東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三一  
電報直傳